

「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」

最終とりまとめ案(骨子)

中間とりまとめまでの振り返り

1. 被害者支援対策・事故防止対策のための安定的な財源の必要性

- 令和3年7月とりまとめの「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」の報告等を踏まえ、リハビリ機会の充実やより先進的な安全技術の普及など、被害者支援や事故防止のさらなる充実が必要不可欠。
- 一方、自動車事故対策勘定の運用益で事業費を賄う再保険制度廃止時の財源スキームが崩れており、また、国の財政が急激に好転するということはなく、積立金に依存した財源はいずれ枯渇のおそれがあり、現実的な考え方をすることが重要。
- 被害者やご家族が安心して生活できる社会の実現に向け、一般会計からの繰戻しが継続されることを前提に安定的な財源を確保し、持続可能な仕組みへの転換が必要。

2. 安定的な財源確保の方策とその使途等について

- 一般会計からの繰戻しは、合意した期限までに繰入金全額の繰戻しが実施されてこなかったことは大変遺憾。令和3年12月22日の大臣間合意を踏まえ、残額の繰戻しに向け、令和4年度の繰戻額の水準を踏まえ、継続して着実に繰戻すことを財務・国交両省に求める。
- その上で、安定的な財源の確保手法は、クルマ社会の共助の観点、また受益と負担の関係を最も明確に整理できる観点から、賦課金方式が現実的な選択肢。
- 施策の拡充に係る今後の財政需要に対応するため、現時点において想定し得る、既存の財源では賄いきれない歳入を確保するために必要となる最大値の水準は、車両1台あたり年間150円と考えられる。現時点で想定される最大値を超えない、できる限りユーザー負担の抑制を考慮した水準を、長期に渡って維持する観点から引き続き検討をすることが適当。
- 保障勘定と自動車事故対策勘定を統合するとともに、統合後の積立金は、臨時的な歳出に備えた500億円規模を確保することとして、その水準に至るまでの間、取崩しを継続することによって、賦課金の水準を抑え、自動車ユーザー負担の抑制を図ることとする。
- 負担者の納得感が得られるよう、施策の「見える化」を行い、その効果検証を定期的に行うことが必須。積極的に情報を発信するとともに丁寧な説明を行うなど自動車ユーザーの理解を得るための努力が不可欠。

中間とりまとめ以降の議論について

3. 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の改正

- ①賦課金の使途の拡充による被害者支援対策及び事故防止対策の恒久化
②自動車事故対策勘定及び保障勘定の統合
③被害者保護増進等事業の実施
等を内容とする自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の改正案が令和4年6月に成立。
- 附帯決議では、
 - ①繰入金残額の約六千億円全額を、一般会計からできる限り早期かつ着実に繰り戻す措置を講ずる
 - ②事故被害者等のニーズに応じた、長期的なものも含めた被害者支援の充実
 - ③自動車ユーザーの理解を得られるよう丁寧な説明や発信を行い、また、負担抑制に努めること
 - ④効果検証を適切に行うとともに、毎年実施すること等が盛り込まれた。

4. 具体的な賦課金の考え方に係る検討

- 被害者保護増進等事業として実施すべき事業の内容とその規模につき、従来の予算において実施している事業と新規の事業について、労災保険の事業や民間における運用益事業の効果検証手法を参照として、それぞれ必要性や規模について効果の検証を実施。
- 検証を経て、個別の事業については、継続して効果を検証することとしつつ、来年度以降の被害者保護増進等事業の歳出規模については、これまで十分な救済対策を講じることができなかった事故被害者等への支援や介護者なき後対策の充実など、事故被害者等のニーズを踏まえた対策を講じるため、相当程度拡充することが適当であると判断。
- 積立金は、一定期間は経常的な支出に充ててユーザー負担の抑制に活用するが、自然災害等への対応等臨時的な歳出に充てるために必要な規模(500 億円程度)を維持。
- 積立金の取崩しペースと自動車ユーザーの負担、また我が国の人口構成や自動車の技術進展等の要素も考慮し2040年頃をターゲットとして、必要な規模の積立金を確保することも考慮して財源構成のバランスを保てるように積立金を取崩すことが適当。具体的には100 億円程度を賦課金の歳入で賄う。この場合の1台当たりの平均負担額は年間125 円。

- 車種毎の保険料の差、1台当たりの平均的な負担を 125 円とすることも考慮し、車種毎に3グループに分けグループ別の賦課金を適用することとし、太宗を占める自家用乗用車の保険料を基準に考えて自家用乗用車に近いグループに 125 円、それより一定程度高いグループには、150 円、一定程度安いグループには 100 円の賦課金額を適用。

5. 継続して検討すべき課題

- 被害者保護増進等事業の実施に当たっては、令和3年7月の「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」及び本検討会における議論も踏まえた上で、被害者の生活の実態、事故の発生状況その他の考慮すべき事項や、目標及び目標の達成のために実施すべき事項を定めた「被害者保護増進等計画」を、被害者その他関係者の意見を聴取した上で作成すべきである。
- 被害者保護増進等事業の使途の「見える化」については、附帯決議の内容に鑑みて、被害者団体その他の関係者からの意見を踏まえることができるよう、被害者団体、ユーザー団体、学識者等からなる「被害者保護増進等事業に関する検討会（仮）」を設置し、事業の効果検証を毎年実施すべきである。また、社会経済情勢の変化等が生じた場合には、同検討会において、必要に応じ、「被害者保護増進等計画」の見直しを検討する。
- 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しは、令和3年12月の財務大臣・国土交通大臣間の合意に基づき、被害者保護増進事業等が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう令和4年度予算における繰戻額の水準の継続は最低限確保し、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合においては弾力的に対応するなど、全額の繰戻しに向け、着実な繰り戻しを求める。
- 自動車ユーザーに負担を求める以上、その理解を得るため賦課金の必要性や使途について、これまで以上に積極的な情報発信と周知に関する不断の取り組みの徹底を継続するほか、支援制度が確実に被害者の手元に届くように、アウトリーチに関する取り組みをより一層強化する必要。